資料

資料　目次

１　計画の策定経過

２　計画の点検・評価

３　高知市障害者計画等推進協議会委員名簿

４　ニーズ調査

５　用語の説明

1　計画の策定経過

計画は次のとおり検討審議されました。

開催日	会の種類	主な内容
令和5年 3月24日	令和4年度 第1回 障害者計画等推進協議会	・次期計画の策定体制・スケジュール ・次期計画に向けたニーズ調査
7月13日	令和5年度 第1回 障害者計画等推進協議会	・現計画の成果と課題 ・国の動向
10月3日	第2回 障害者計画等推進協議会	・ニーズ調査（アンケート）結果報告 ・意見交換会結果報告 ・新計画概要の審議
12月7日	第3回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害者計画（令和6～8年度）素案
令和6年 1月10日	第4回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6～8年度）素案
1月21日 ～ 2月14日	パブリックコメント	
2月28日	第5回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6～8年度）原案

2　計画の点検・評価

計画策定後は，高知市障害者計画等推進協議会で，定期的に計画の評価，進行管理を行います。協議会の議事録や資料は本市のホームページで市民に公開し，その意見も反映します。

3　高知市障害者計画等推進協議会委員名簿

委嘱期間令和4年4月1日～令和7年3月31日

石元委員の任期は，令和5年5月2日まで

	所属	職名	氏名	協議会役職
1	高知市精神障害者家族会連合会	会長	松尾　美絵	
2	高知市手をつなぐ育成会	会長	竹岡　京子	
3	特定非営利活動法人高知県難病団体連絡協議会	理事長	竹島　和賀子	
4	特定非営利活動法人高知市身体障害者連合会	会長	中屋　圭二	
5	高知県公立大学法人高知県立大学	社会福祉学部 准教授	河内　康文	会長
6	特定非営利活動法人ワークスみらい高知 発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ	施設長	石元　美佐	
7	高知県立療育福祉センター 発達障害者支援センター	所長	川村　郁子	
8	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	事務局長	竹島　直孝	
9	社会福祉法人昭和会	専務理事	山本　博之	
10	社会福祉法人ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター	センター長	西岡　由江	副会長
11	公募委員		秋永　恭良	
12	高知大学教育学部附属特別支援学校	教諭	宇川　浩之	
13	特定非営利活動法人高知県自閉症協会 作業所もえぎ	所長	田村　孝子	
14	合同会社Mysig	代表社員	土門　義和	
15	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課	課長	市川　晋	
16	高知市民生委員児童委員協議会連合会	大津地区民生委員児童委員協議会会長	田所　稔	

4　ニーズ調査

（１）障がい等のある子どもへの支援に関するニーズ調査

①　アンケートによる調査

・調査時期：令和5年5月～6月

・調査対象：令和5年5月1日現在，本市の住民基本台帳に記載のある平成17年4月2日以降に生まれた児で，以下の①～⑤の対象者を無作為抽出（層化抽出法）。ただし，重複は除く。

①身体障害者手帳を所持している
②療育手帳を所持している
③特別児童扶養手当受給中
④障害福祉サービス受給者証を所持している
⑤特別支援加配保育士の配置を受けている　　児

・調査方法：自記式アンケートを対象者に配布し，郵送又はWebでの回答（無記名）

・有効回答・集計対象：対象者196人のうち，96人から回答あり
（回収率　48．9%）

②　意見交換会

・実施時期：①令和5年6月29日，②令和5年8月1日

・対象者：①発育や発達の遅れや不安のある未就園児の保護者（親子通園施設「ひまわり園」・ゆったりっこクラス利用者※卒園児の保護者含む）

・実施方法：①②ともに対面での意見交換

・参加者数：①7人，②3人

・主な内容：①サポートファイルの活用について
②産前産後のサポート体制について（ひまわり園意見交換）
③保育や教育について
④福祉サービスについて
⑤災害について
⑥地域とのつながりについて（医療的ケア児意見交換）

（２）障がいのある人の支援に関する調査

・調査期間：令和5年5月～8月

・調査対象：令和5年5月1日現在，本市の住民基本台帳に記載のある18歳以上の者で，以下の①～③の対象者を無作為抽出

①身体障害者手帳所持者（施設入所者を除く）18～64歳　640人

②身体障害者手帳所持者（施設入所者を除く）65歳以上　100人

③療育手帳所持者（施設入所者を除く）18歳以上　650人

④精神保健福祉手帳所持者のうち調査期間中に更新した手帳を窓口で受け取る者　18歳以上　137人

・調査方法：自記式アンケートを対象者に郵送し，返信用封筒での回答（無記名）

・有効回答・集計対象：対象者1,507人のうち781人から回答あり（回収率　51.8％）

５　用語の説明

【あ行】

■アクセシビリティ：

施設・設備，サービス，情報，制度等の利用しやすさ

■いきいき健康チャレンジ：

「チャレンジ目標（①体重測定②血圧測定③8,000歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙）の中から1つを決め，3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業

■医療的ケア:

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為

■医療的ケア児等コーディネーター：

医療的ケア児等に必要なサービスを総合的に調整し，関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ人。職種は相談支援専門員，保健師，看護師などで，県が実施する研修を受講した者

■インクルージョン：

地域社会において，全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し，社会の構成員として包み支え合うことを表す。

■ＨＴＭＬ版：

Webブラウザで閲覧することができ，音声読み上げソフトによる読み上げ結果に配慮した広報。なお，HTMLとはHyper Text Markup Language（ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ）の略

■ＮＩＣＵ：

新生児集中治療室

■ＮＰＯ：

Nonprofit Organizationの略であり，具体的には，医療・福祉，環境，文化・芸能，スポーツ，まちづくり，国際協力・交流，人権・平和，教育，女性等あらゆる分野の民間非営利組織で，法人格の有無や種類は問わない。

【か行】

■カバー率：

全世帯数のうち，自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。本市の小街ごとに算出し，その積算をして市全体のカバー率とする。

【さ行】

■ＧＣＵ：

新生児回復期治療室

■磁気ループ：

補聴器を使用する人の聞こえを補助する機器。マイク等の音声を円状に設置した電線に磁場として流し，補聴器で捕らえて音声化する。国内のほとんどの補聴器（Tマーク付き）に対応する。

■重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業：

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等の健康保持と，その介護に当たる保護者等の休養（レスパイト）を図ることを目的として，看護師をその自宅に派遣し，一定時間保護者等に代わって医療的ケア等の支援を行う事業

■住宅確保要配慮者：

低額所得者，被災者，高齢者，障がい者，子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

■就労アセスメント：

　学校卒業と同時に就労継続支援B型を利用する可能性がある生徒が，就労移行支援事業を利用し，一般就労あるいは福祉的就労が適当であるかを判断するもの

■就労定着支援：

　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つで，就労移行支援事業等を経て一般就労に移行した人で，特に生活面の課題がある人に対して就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問等により，生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導･助言等の支援を実施するもの

■手話通訳者：

　話し言葉を，聴覚に障がいのある人に理解しやすいよう手話に置き換えて伝えたり，聴覚に障がいのある人の表す手話の意味･内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え，伝える人

【た行】

■聴覚・平衡機能障害：

　聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能の障がいをいう。聴覚障がいについては　両耳の聴力がそれぞれ70dB以上（40cm以上の距離で発声された会話が理解できない。），一方の耳の聴力が90dB以上で他方の耳の聴力が50dB以上，平衡機能については著しい障がいをいう。

■デイジー版：

　DAISY（Digital Accessible Information Systemの略）方式のデジタル録音図書

■統合失調症圏：

　統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害等

■**特定医療費：**

支給認定を受けた指定難病の患者が，支給認定の有効期間内において，特定医療を受けたときに，当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し，当該指定特定医療に要した費用について助成されるもの。指定難病とは，難病のうち，当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せずかつ，当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって，当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして，厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見をきいて指定するもの。

■**特別支援学校：**

視覚障がい者，聴覚障がい者，知的障がい者，肢体不自由者又は病弱者に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障がいによる学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されている。あわせて，地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

■**特別支援加配保育士：**

認可保育所の規模によって配置する保育士。本市独自の制度である。

■**特別支援教育支援員：**

小・中・義務教育学校において，特別支援学級担当教員等の補助員として，当該児童生徒の学習支援・介助等を行う。

■**特別支援担当保育士：**

支援を要する状況に応じて児童（クラス）に配置する保育士。配置の基準は，本市独自の基準がある。

【な行】

■内部障害：

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能の障害をいう。

■難病：

発病の機構が明らかでなく，かつ，治療方法が確立していない希少な疾病であって，当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることになるもの

■ノーマライゼーション：

障がいのある人が，地域社会の中で障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み，行動できる社会づくりをめざすという考え方

【は行】

■バリアフリー：

高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また，高齢者や障がいのある人等が社会的，心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

■バリアフリー新法：

正式名称は，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」（正式名称「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と交通バリアフリー法（正式名称「高齢者，障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）を統合した法律（平成18年法律第91号）

■避難行動要支援者：

要配慮者のうち，生活の基盤が自宅にあり，かつ災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である人

■福祉避難所：

高齢者や障がい者等，一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設

■ほおっちょけん学習：

困っている人がいたら「ほおっちょけん（ほうっておけない）」をキーワードに，他者を気遣う意識や自分が困ったときは助けてと言える“助けられ上手”であり，“助け上手”の「お互いさま」の意識を育てることを目的とした地域住民とともに行う学習

■補装具：

身体に障がいのある人の身体機能を補完又は代替して，日常生活や職業生活を容易にするため，用いられる器具類

【ら行】

■ライフステージ：

誕生から死に至るまでの人の人生には，発達や社会生活の側面において，さまざまな段階が存在し，その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った段階をいう。

■Ｌｉｃｏネット：

市内の医療，介護，障がい，子育て支援の支援機関やサービス事業所，集いの場など，地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和2年1月に運用開始。

人と人，人と資源がつながることをイメージした名称とし「くらし（Living）」「つながる（Connect）」から，愛称をLicoネットとした。

■療育手帳：

知的障がいのある人が，各種の福祉サービスを受けやすくするために必要

な手帳で，高知県中央児童相談所において，知的障がい者であると判定された人に対して交付される手帳をいう。